平成２７年（フ）第３９４９号
大阪府枚方市牧野阪１丁目12番10号
破産者　株式会社エーアイエーサービス
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１６２号
大阪府門真市野里町15番27号
破産者　有限会社京芳水産
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３６０号
鹿児島県肝属郡肝付町後田2998番地３
破産者　ニートソーイング株式会社
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６４９号
大阪市淀川区西中島５丁目８番29号
破産者　株式会社アイバニブラザーズ商会
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９０４号
大阪市淀川区西中島１丁目11番４号新大阪サンアールビル南館202
破産者　株式会社ユニオン・クラフト
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９５０号
大阪市浪速区恵美須西２丁目10番18号
破産者　株式会社耕
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０７８号
大阪市北区天神橋５丁目３番５号
破産者　株式会社太平宝飾
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２１０号
大阪市城東区東中浜９丁目１番４号
破産者　有限会社中央基礎
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７４６号
広島市南区大州４丁目３番15号
破産者　株式会社クラブ
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１４号
広島県廿日市市友田219番地75
破産者　有限会社三和産業
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５３号
北海道小樽市稲穂２丁目６番９号
破産者　有限会社リレイ印刷
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１０４３０号
東京都中野区中野４丁目10番２号　中野セントラルパークサウス２階
破産者　医療法人社団翔久会
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５２号
東京都練馬区南田中１丁目８番10号ガーデンハイツアサミ301
破産者　株式会社リソー
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３５３号
東京都武蔵野市吉祥寺南町１丁目15番14号グランメゾン吉祥寺301
破産者　ヘルスアシスト株式会社
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３５４号
東京都立川市上砂町１丁目３番地の６バンブービレッヂ18号
破産者　久我　　央
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７３９号
東京都昭島市玉川町２丁目１番11号
破産者　小塩　正人
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９４１号
東京都調布市富士見町１丁目39番地の２
破産者　株式会社祥
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９４２号
東京都調布市富士見町１丁目39番地の２
破産者　安田　　毅
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０５１号
東京都東久留米市東本町14番25号カムレイド301号
破産者　岐山建設株式会社
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０５２号
東京都清瀬市下清戸１丁目17番地27―203号
破産者　竹内　利廣
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４０３号
東京都八王子市大和田町５丁目13番12号
破産者　有限会社丸山果実店
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４０４号
東京都日野市旭が丘４丁目７番地の５シティハイツ日野旭が丘２―202
破産者　丸山　英行
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部